

【申請時】

Q1.どのような展示会が、補助金の対象となりますか？

A1.対象となる展示会は、100小間以上の展示会もしくは国や地方自治体などが後援する展示会となります。

あくまでBtoBビジネスを前提としておりますので、個人のお客様を対象とした**展示即売ができる展示会は対象外**となります。

迷った時には産業振興課までお問い合わせください。

Q2.海外展示会出展について補助金を申請します。金額はどのように計算しますか。

A2.海外展示会への出展の場合には、**海外展示会の概要**を併せてご提出いただきます。

■ 出展料金が円貨額で確定している ⇒ 補助対象経費として1/2以内の金額、上限 4 0 万円の範囲にて申請可能です。

■ 出展料金が円貨額で確定していない ⇒ 申請時における直近の為替レート（仲値）をもとに、円貨額での出展料金を計算してください。

⇒ 補助対象経費として1/2以内の金額、上限 4 0 万円の範囲にて申請可能ですが、実際に支払った円貨額をもとに補助額を確定します。

Q3.今年度、複数の展示会に出展する予定です。補助金はその都度申請できますか？

A3.補助金の申請は、**1 事業者 1 年度につき 1 回のみ**です。また他の公的機関から出展料の補助を受けている場合には申請できません。

Q4.市税を納めた領収証が手元にあります。納税証明の代用となりますか？

A4.**領収証では代用できません**。令和 7 年度から川口市でこの補助金を実施するにあたり、納税確認のための同意書を提出してもらい、産業振興課で納税確認を行います。

Q5.毎年補助金の申請をしていますが、履歴事項全部証明書等の添付書類や納税確認のための同意書の提出は必要ですか？

A5.**毎年かならず提出が必要です**。

Q6.海外から輸入した製品を出展します。補助金の対象となりますか？

A6.本補助金は、「**川口生まれの製品、技術やサービス**」のPRを支援することが目的となっております。

そのため代理店として**輸入した製品を出展する場合には対象外**となります。市外の企業と共同開発した製品や、輸入品に手を加えた製品など判断に迷った時には産業振興課へお問い合わせください。また実績報告時に出展した製品パンフレットを提出いただきます。

自社の製品、技術やサービスであることが確認できなかった場合には、交付決定を取り消させていただく場合がございます。予めご了承ください。

Q7.まだ出展を悩んでいる展示会なのですが、予算がなくなると困るので先に申請できますか？

A7.原則、**展示会への出展が確定した後に申請してください**。主催者側による中止や感染症の影響など、やむを得ない事情で出展を見合わせる場合には、その旨必ずご連絡下さい。

Q8.年明けの展示会に出展します。予算がそれまで余っているか心配です。

A8.展示会への出展が確定していたら、早めに申請していただくことができます。ただし**令和 8 年 2 月 2 8 日までに**開催される展示会に限ります。

Q9.複数の事業者で共同出展する予定です。補助金の申請はできますか？

A9.共同出展の場合には、一度産業振興課へお問い合わせください。原則、**下記条件を満たす場合のみ申請可能**です。

①共同出展に対して、申請事業者が参加していることがわかる資料が提出できること

⇒申請時に提出していただきます。実績報告時においても出展者名簿や会場マップ・写真等、申請事業者が参加したことがわかる資料を提出していただきます。

②実績報告時に、出展料金の支払について下記の書類が提出できること

- ・主催者が代表事業者へ発行した**請求書および領収証の写し**
- ・代表事業者が申請事業者へ発行した**請求書および領収証の写し**

※**その他、申請事業者が負担した金額がわかる資料の提出を求める場合があります。**

Q10.交付決定された後、やむを得ない事情で展示会への出展を中止することにしました。どんな手続きが必要ですか？

A10.交付決定後に、例の様に中止や変更など生じる場合には、別途手続きが必要となりますので一度産業振興課へお問い合わせください。
実績報告までに手続きが必要となりますので、間に合うようにお申し出ください。

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------|
| 例 ・出展を予定していた展示会が主催者都合により中止となった場合 | ⇒ 中止届 |
| ・出展を予定していた展示会とは違う展示会で助成金を申請したい場合 | ⇒ 中止届＋再申請(予算の範囲内で決定します) |
| ・主催者側の都合で展示代金の割引などが生じ、申請金額が変更になる場合 | ⇒ 変更届 |
| ・主催者側の都合で会期が変更になる場合 | ⇒ 変更届 |

【実績報告時】

Q11.出展者名簿とはなんですか？

A11.展示会会場で配られた会場マップや、展示会パンフレットに掲載されている出展者一覧などになります。

公式ホームページから印刷したものでも構いません。

申請事業者名が確認できることが必要になりますので、掲載箇所に付箋など貼付けし、分かりやすくしていただけると助かります。

Q12.報告時に貼り付けする写真は、どのようなことを確認しますか？

A12.出展した様子や、**申請事業者が出展しているか**を確認します。

そのため**社名版および小間番号が判別できる**写真の貼り付けをお願いします。

Q13.出展料金について、銀行振込で支払っているため、領収証が発行されていないのですが。

また、クレジットカードやネットバンクで支払いをし、同じく領収証が発行されていない場合はどうしたらいいですか。

A13.請求書とあわせて、**振込明細書や利用明細書等**の支払ったことがわかる資料をご提出ください。ただし以下の文言が確認できる場合に限ります。

・支払日 ・支払者名(申請事業者名と一致している事) ・支払金額 ・受取人名(請求書の発行者と一致している事)

また、このような場合は事前に産業振興課へご相談ください。